

東急ハーヴェストクラブ浜名湖
利用規定

東急ハーヴェストクラブ浜名湖 利用規定

東急ハーヴェストクラブ浜名湖クラブ規約第22条に基づき、東急ハーヴェストクラブ浜名湖（以下本物件という）及び相互利用施設の利用運営に必要な事項について利用規定を次のとおり定める。

第1条（利用上の基本原則）

本物件共有持分権者（以下会員という）、その同伴者、及び会員が承認した利用者（以上の三者を総称して利用者という）は東急ハーヴェストクラブ浜名湖クラブ規約の趣旨にのっとり、本規定に定める事項を遵守し、もって本物件の良好な環境の維持増進を図り、利用者相互に快適な利用並びにリゾートライフを享受できるよう努める。

第2条（宿泊利用券）

東急ハーヴェストクラブ浜名湖クラブ規約第7条に定められた管理者（以下管理者という）は会員に対し、共有持分1口について原則として年間36枚の宿泊利用券（以後利用券という）を発行する。

2 利用者は利用券をフロントに提出することによって本物件及び相互利用施設の宿泊室を利用することができる。尚、本利用券1枚につき1室1泊の利用とする。

3 管理者は会員が管理費その他諸費用を支払わない場合には利用券を発行しない。

4 利用券の内訳は以下のとおりとする。

本物件分 26枚（26泊分）

相互利用施設分 10枚（10泊分）（本物件利用可能）

但し、利用券の内訳については将来相互利用施設の展開に伴い、管理者において変更することがある。

5 利用者は原則として上記枚数を超えて利用することはできない。

第3条（宿泊室の利用）

利用者が宿泊室を利用する時は、利用券に本規定第8条に基づいて予約した宿泊日、及び利用者名を記載し、会員が記名押印したうえ、チェックイン時にフロントに提出しなければならない。

2 利用者が1ヶ月間に宿泊できる日数は、原則として3泊4日までとする。但し、本規定第8条第2項の予約受付期間を過ぎて、空室のある場合は、この限度を超えて利用することができる。

第4条（リゾートタウン内施設の利用）

東急リゾートタウン浜名湖内施設等を利用する場合には、各受付窓口で直接予約する。

第5条（利用料）

利用者は本物件又は相互利用施設の利用に際し、実費相当額（以下利用料という）として、1人1泊2,500円（4歳以上6歳以下は1,500円、3歳以下は無料）（消費税別途。以下同じ）を管理者に支払うものとする。

2 利用者は、飲食料及び第1項に定める利用料、施設利用料等をチェックアウト時にフロントにおいて支払う。尚、料飲宿泊等に関し課税される場合の消費税額相当分についても、チェックアウト時にフロントにおいて支払う。

3 管理者は利用料の第1回の改定を平成3年1月1日とし、以後原則として3年毎に行うものとする。尚、諸物価の高騰その他経済上の変動に従って利用料を改定することができるものとする。

改定に関する事項の通知については、本規定第19条に準じて行う。

第6条（チェックイン・チェックアウト）

本物件の円滑な運営を行うため、本規定ではチェックインは午後3時からとし、チェックアウトは午前11時までとする。

第7条（レストランおよび大浴場等の利用時間）

- | | | |
|--------------|----|------------------------|
| 1. レストラン | 朝食 | 午前7時30分～午前10時 |
| | 昼食 | （シーズンのみ営業） |
| | 夕食 | 午後6時～午後9時 |
| 2. 大浴場 | | 午前6時～午前9時、午後3時～午後10時 |
| 3. パーベキューテラス | | 午後3時～午後9時（シーズンにより変更する） |
| 4. ゲームルーム | | 午前9時～午後10時 |
| 5. 多目的室 | | 午前9時～午後9時 |
| 6. 売店 | | 午前8時～午後9時 |

上記利用期間については管理費の判断により変更する場合があります。
第8条 (宿泊室の利用予約)
利用者が宿泊室を利用しようとする時は、次の方法によりあらかじめ現地管理者、または予約センターに予約をするものとする。(以下宿泊予約という)但し、特定期間における宿泊予約は本規定第10条に定める方法による。

- 2 宿泊室の利用開始は予約開始日の2ヶ月前から11日前までに次の事項を明らかにして現地管理者、または予約センターに宿泊予約をする。
- (1) 会員及び利用者の住所(ただし会員登録番号)
 - (2) 宿泊日および日数
 - (3) 利用人数
- 3 宿泊予約は先着順で受付けるものとする。
- 4 本規定の宿泊予約受付については、現地管理者が行うものとする。
- 5 宿泊利用期間の宿泊予約受付については、予約センターで行うものとする。
- 6 宿泊予約の申し込みは電話で受付けるものとし、受付場所、受付時間は下記のとおりとする。
- | | | |
|------|--------------|------------|
| 受付場所 | 東急バスターミナル坂名瀬 | 予約センター |
| 受付時間 | 午前10時～午後7時 | 午前10時～午後5時 |

第9条 (予約受付ができない場合)
1 予約受付開始日より前日までに予約受付が完了しない場合
(1) 特定期間の予約受付が完了しない場合
(2) 宿泊室の予約受付が完了しない場合
(3) 宿泊利用の予約受付が完了しない場合
(4) 予約受付開始日より前の申し込み
(5) 利用人数の多い者の申し込み
(6) 施設の予約受付が完了しない場合
(7) 管理費、利用料等の滞納が確認された場合

第10条 (特定期間の宿泊予約)
1 本規定の宿泊予約の期間は本規定の特定期間及びその予約期間とする。
(1) 12月24日から翌年1月6日まで 予約期間10月1日から10月31日まで
(2) 4月28日から5月5日まで 予約期間2月1日から2月28日まで
(3) 7月21日から8月31日まで 予約期間5月1日から5月31日まで
2 特定期間の予約受付は予約センターまたは本規定の予約センターへ郵送にて受付をする。
3 前項の期間に予約申し込み者が定員を超えた場合は、管理者が申込者の過去の特定期間における利用履歴に基づき、会員が本規定の利用システムにより抽選を行い、利用の可否、利用日、期間など申込者に連絡する。
4 相互利用施設については、各施設で定める特定期間は当該物件会員以外での利用はできない。但し、前項用途の結束空室のある場合は当該物件会員以外の方も予約のうえ利用できる。
5 特定期間の予約受付後の空室に関する予約受付は、現地管理者へ電話で行うものとする。
6 管理者は、本条に定める特定期間、及びその予約期間、予約方法について翌年度の暦を考慮のうえ変更出来るものとし、その結果を宿泊利用券の発送と共に通知するものとする。

第11条 (宿泊予約の取消し)
1 確定した宿泊予約を申込者の都合により取消し場合は、事前にその旨現地管理者に連絡するものとし、その取消し日によっては次に定める取消し料を支払うものとする。
(1) 特定期間
利用開始予定日の
ア) 7日前までに取消した場合 無料
イ) 6日前から4日前までに取消した場合
利用料相当額(利用料×利用人数×利用日数)の50%の取消し料
ウ) 3日前から前日までに取消した場合
利用料相当額(利用料×利用人数×利用日数)の80%の取消し料

エ) 当日に取消した場合
利用料相当額(利用料×利用人数×利用日数)の100%の取消し料
(2) 通常期間
利用開始予定日の2日前までに取消した場合 無料
前日及び当日に取消した場合 利用料相当額の50%の取消し料
2 会員が宿泊予約を取消した場合の取消し料は、原契約第4条に基づき、株式会社クレジット・イチマルの規約の決定する。但し、管理費が1000円未満の場合は、原則として1000円を支払う。
3 会員以外の利用者が宿泊予約を取消した場合の取消し料は、当該利用者が管理費の請求により支払う。但し、管理費が1000円未満の場合は、原則として1000円を支払う。尚、その場合の支払方法は原則として前項に準ずる。
4 第2項及び第3項の支払がない場合、管理者は会員資格保証金(以下保証金という)から弁済を受けることができる。但し、会員は保証金との相殺を主張することはできない。
5 前項の弁済により、残りの保証金を不足とする場合は、管理者は保証金の請求を当該利用者の支払義務とする。但し、当該利用者の支払義務は当該利用者の責任とするものとする。

第12条 (ルームサービス等について)
1 宿泊室の案内、荷物の運搬、飲食物等のサービス、及びその敷き替え等は、原則として有料のものとする。

第13条 (補償義務)
1 利用者は、本規定の宿泊予約の予約期間中に、宿泊室の設備、家具、備品等の破損、滅失、盗難、汚損、劣化等の原因を問わず、当該物件の設備、家具、備品等に損害が生じた場合は、当該物件の設備、家具、備品等の修理、交換、補修等の費用を負担するものとする。尚、本規定の管理者に通知する場合は、その費用を請求するものとする。当該会員が通常使用の範囲を超えて使用した場合、その費用は保証金からの弁済を受けることができる。但し、会員は保証金との相殺を主張することはできない。
2 前項の弁済により保証金が不足する場合は、本規定第10条第5項の規定に従うものとする。
3 利用者は、本物件の相互利用施設に荷物を置き、設備を破損した場合は、当該施設の管理者に報告しなければならない。

第14条 (宿泊室利用についての一般的注意事項)
1 本規定の宿泊予約の予約期間中に、本規定の宿泊室の利用は、本規定の予約期間中に限ること。
2 宿泊室の出入口のドア及び窓の開閉は静かに行うこと。
3 階段など共用の場所及び客室内において静寂を保つこと。
4 テレビ、ラジオ、楽器などの音響設備の利用に注意を払って静寂を保つこと。
5 深夜における入居、廊下の通行、宿泊室の出入口について、他の利用者へ迷惑を及ぼさない様子を心がけること。
6 宿泊室における喫煙器具、家具、備品、電気器具、什器、備品などの取扱いについて十分注意すること。
7 宿泊室、廊下、階段の清潔保持に留意し、その維持管理に協力すること。
8 動物(ペット)は原則として施設内に持込めないこと。
9 その他円滑な共同利用を阻害するような行為をしないこと。

第15条 (禁止事項)
利用者は、次の行為をし、またはさせてはならない。
1) 宿泊室を保養のための宿泊以外に利用すること。
2) 本物件及び相互利用施設に損傷を与え、又は落書き、汚染などすること。
3) 宿泊室内の家具、備品設備を本来の用途以外に使用し、または長期に占有すること。
4) 他の利用者の迷惑になる騒音、喫煙などが発生する行為をすること。
5) 廊下、階段等に私物を放置し、または長期に占有すること。
6) 管理者の許可なく、本物件内で営業行為をすること。
7) 夜間9時以後翌朝8時までの間に静寂を妨げる行為をすること。
8) 発火、爆発のおそれのある危険物、または悪臭のある物品などを持ち込むこと。
9) エレベーターの昇降機、階段などを閉鎖し、またはエレベーターの手すり、床板などを破損すること。
10) 窓又はバルコニーから物を投げたり落としたりすること。

- 11) 管理者が定める投棄方法によらないで塵芥、厨芥などを投棄すること。
- 12) 宿泊室内の諸設備の栓、スイッチ等を解放のまま放置し、または外出すること。
- 13) フロント、機械室、電気室その他立入禁止の場所に立入ること。
- 14) 管理者が定める場所以外に駐車すること。
- 15) 下着、寝着及び室内着などそのまま宿泊室外に出ること。
- 16) 公序良俗に反する行為、その他、他の利用者に迷惑をかけ、または不快の念を抱かせる行為をすること。

第16条 (違反に関する措置)

管理者は利用者がこの規定に定める事項に違反し、または違反しようとする時は当該利用者に警告を行い、中止させ、もしくは原状回復を求めることができるものとする。

第17条 (遅延損害金)

本規定第5条第2項、第11条第2項、第13条第2項に定める料金の支払を遅延した者は、当該支払うべき金に対し、支払をなすべき日の翌日から支払い完了日まで、年利18%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第18条 (調停)

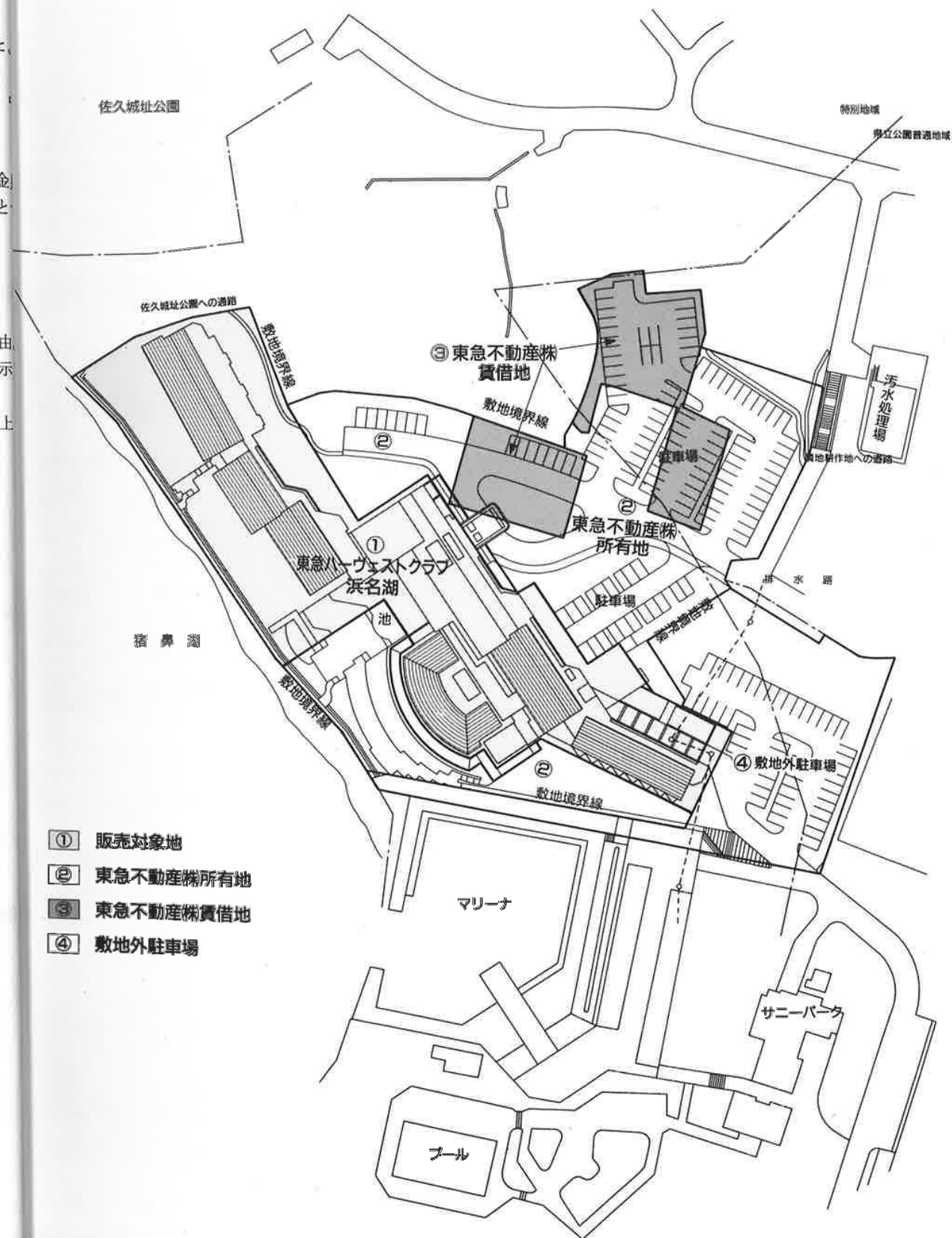
他の利用者に対する意見又は批判がある時は管理者に調停を申し出て、その決定に従うものとする。

第19条 (改廃)

この利用規定は管理者が必要に応じて改廃出来るものとし、この場合管理者は実施日の1ヶ月前にその理由内容、実施時期を明らかにした文書によって各会員に通知し、併せて、各施設内の所定の場所にその旨掲示趣旨の徹底を図るものとする。

以上

「東急ハーヴェストクラブ浜名湖」敷地概略図



- ① 販売対象地
- ② 東急不動産株所有地
- ③ 東急不動産株賃借地
- ④ 敷地外駐車場